

善監委告示第6号

平成24年11月9日付け善監委第5号で提出した平成24年度定期監査（前期分）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第19条第12項の規定に基づき公表します。

平成24年12月5日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 上田博之

平成24年度定期監査（前期分）

教育総務課

監査指摘事項の取組について

【教育総務課指摘事項】

共通事項

浄化槽維持管理委託契約について、単年度契約が3課あり、長期継続契約を行っているところが4課あった。この種の契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2項の規定により、長期継続契約を行うことを検討されたい。

個別的事項

① 小学校、中学校、幼稚園の図書費について、465万円余が予算化され、9月中旬60%を執行している。このことは、去年の監査指摘事項でもあり改善されている。

一方、その購入方法において、教育委員会が最初に図書発注及び支払を一括して行ったので、学校へは9月に残金を残る予算として令達した。そのために、一部の学校側はその残額を、1年を通じての図書予算と勘違いをしているところが見られた。年度当初の一括購入は、図書費のコスト削減の点等で理解ができるものの、予算令達については、年度当初に全額を学校側へされるよう検討されたい。

② 竜川幼稚園は園児数が多く教室が不足している。そこで、教育委員会はリース教室を平成21年度～24年度に長期継続契約として利用しており、今年度で契約が切れるところである。教育委員会としては、園児数を勘案すると、今後も当リース教室を継続して使用したいとのことである。

今後、更新契約を結ぶに当たっては、より安価なリース契約になるように努力されたい。

【検討結果】

共通事項

共通事項管理委託契約の内容を確認し、長期継続契約とした方が好ましいものについては、長期契約とするように改善する。

小学校及び幼稚園の浄化槽維持管理委託契約については、それぞれ小学校4校と幼稚園4園で一括して委託契約しているが、これまでは下水道に接続する学校や園があったことや、改修工事などに伴い浄化槽基数や人槽数に変更となるケースがあったため単年度契約を行っていた。

平成23年度に筆岡幼稚園の下水道接続で下水道工事は一段落し、竜川小学校の校舎増築工事に伴う浄化槽の改修工事も終了したが、平成25年度で老朽化した南

部小学校の浄化槽の改修工事を計画している。この工事が終わり、基数や人槽数の変更の見込みが無くなれば、長期継続契約に変更しての管理委託としたいと考えている。

個別的事項

①図書費に関しては前年度末頃から購入準備を進め、年度当初で執行し、早く園児や児童・生徒の手に図書が届くように改善対応する。また、図書費は全額を年度当初から学校側で処理できるよう改善する。

②竜川幼稚園仮設園舎のリース更新に際しては、これまでより安い金額で契約できるよう契約相手と交渉する。

平成24年度定期監査（前期分）

小学校

監査指摘事項の取組について

【小学校指摘事項】

小学校のパワーアップ事業については、880万円予算化され、各学校に令達されている。ところが、各学校ともに「校長裁量」および「豊かな心づくり」等の事業に、一律に3,000円がグラフ雑誌への学校掲載広告料として含まれていた。この執行については、本事業の主旨から、あまり適切でないと考えられる。

今後、事業の計画・実施に際しては、校長の裁量は当然のことながら、児童に直接関わるような内容であるように配慮されたい。

【検討結果】

パワーアップ事業費の執行に際しては、児童に直接関わる内容以外の目的で使用しないよう校長会等を通じて徹底する一方、個別の案件についても学校と連絡を密にして対応する。

平成24年度定期監査（前期分）

生涯学習課

監査指摘事項の取組について

【生涯学習課指摘事項】

郷土館の8月末の入館者数は1097人であり、この2年の利用者数は横ばい状況である。同館の活用にあたっては、小学校などの児童に来館して勉強する等に、努力されている。

一方、本事案については、平成22年度監査において指摘した際、建物自体の老朽化と手狭さという課題はあるものの「未整理の遺跡出土品の整理・保存を進めながら、展示方法の検討および市民へのPRを務める」との回答であった。

また、このことは、議会におかれても、同館の運用及び将来計画について平成20年度及び23年度の定例市議会で質問されたところでもある。

このような状況において、老朽化した建物のために条例に規定されている企画展示が困難との状況は理解できるものの、現状の範囲で行える企画・展示方法は無いのか検討されたい。

なお、この10月には善通寺の金堂及び五重塔が重要文化財に指定されておりまた、景観条例が10月1日より施行された文化都市を謳った点からも市民の期待は大きいと考えられる。

【検討結果】

現在、郷土館となっている旧四国貯蓄店舗は、旧善通寺偕行社を使用していた頃に比べ、展示室が約54%、収蔵庫が約76%と非常に手狭になっている。そのため企画展を実施するには、常設展の展示物をすべて撤収しなくてはならず、現状では困難である。代替として今年度、展示室に隣接する収蔵施設の一部を新たに展示室として改装し、昨年度実施した緊急雇用創出基金事業で製作した遺跡パネルや、市内遺跡発掘調査事業で出土した遺物や保存処理が済んだ遺物を新たに展示する準備を進めている。

また文化庁補助金を活用し、重要遺物の復元品製作や古墳の立体復元図作成などを行い、将来の郷土館移転後の利活用を想定した施策を継続していく。

平成24年度定期監査（前期分）

学校給食センター

監査指摘事項の取組について

【学校給食センター指摘事項】

同センターは、毎日、幼稚園、小学校、中学校に対して、約3,500食を調理して提供しているところである。ところが、震災や火災等により給食が提供できない事態が発生することが想定される。この場合、非常食の備蓄がないために即座に対応できない状況である。

今後、このような緊急事態に対処していくために、1日分位の非常食糧を備蓄されるよう検討されたい。

【検討結果】

震災等による非常時には、学校給食は実施されないと思われるが、調理器のトラブル等で給食が作れなくなった場合には、従来どおりパン業者等に依頼し、簡易給食で対応する。なお、その方法が困難な場合は市に備蓄している非常食を利用することも検討する。

監査指摘事項の取組について

【未来クルパーク 2 1 指摘事項】

資源化施設は建設後13年目が経っており、機械施設の修繕等の必要性が見込まれている。また、このことは、第2次一般廃棄物処理基本計画の方針にも記載されている。

今回の監査において、特に、粗大ごみの破砕機において、複数の刃が半分程に摩耗する等、早期の交換時期に来ていることが確認された。また、刃の摩耗を少なくするために、破砕機投入前に分解作業を行うことで刃の寿命を長くしているとのことである。

今後、同処理計画を10年間実施する際にしても、破砕刃の更新は必須と考えられるので早急に検討されたい。

【検討結果】

粗大ごみ破砕機の稼働にあたっては、破砕機使用マニュアルに沿って、事前解体処理と選別等を行い作業実施しているところである。

ご指摘のとおり破砕刃については、損耗が激しい状態であり、切断及び破砕処理の状態や粗大ごみ量の増減動向により、損耗状態を確認しながら、適切な交換時期を検討している。

何分交換には多額の経費と時間を要することから、専門業者の検査も受けながら、交換の必要性が高いものから順次対応していきたい。

平成24年度定期監査（前期分）

保育所

監査指摘事項の取組について

【保育所指摘事項】

児童福祉費の保育所運営費及び保育所管理費の予算執行は、現在、支出命令書等については、子ども課において事務処理がなされているところである。

正規職員が少ない点は理解できるものの、保育所の独自性の観点からも、幼稚園における予算執行と同様に、支出命令を含めた予算執行事務をされるよう検討されたい。

【検討結果】

現在、保育所の予算執行事務のうち、延長保育料の歳入については保育所において事務処理を行っているが、保育所管理費・保育所運営費の支出命令等予算執行事務については子ども課において処理しているところである。

ご指摘のとおり、当該事務処理については、保育所の独自性の観点からも保育所で執行されるべきところであるが、各保育所の保育士数の問題もあり事務処理まで手が回らないという保育所からの意見から、現在の状況となっている。

今後は、保育所と相談し状況を見ながら、予算執行事務の移行を図っていきたい。

平成24年度定期監査（前期分）

消防総務課

監査指摘事項の取組について

【消防総務課指摘事項】

共通事項

浄化槽維持管理委託契約について、単年度契約が3課あり、長期継続契約を行っているところが4課あった。この種の契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2項の規定により、長期継続契約を行うことを検討されたい。

【検討結果】

検討結果として、現在消防屯所5か所（第2分団大麻班、第5分団東部班・中部班、第6分団原田金蔵寺班、第8分団）のし尿浄化槽維持管理を1年契約で委託している。

長期契約をすることによって契約金額の削減が計れることも考え、今後は5年を超えない契約を競争入札において契約をしていきたいと考えている。

平成24年度定期監査（前期分）

水道課

監査指摘事項の取組について

【水道課指摘事項】

共通事項

浄化槽維持管理委託契約について、単年度契約が3課あり、長期継続契約を行っているところが4課あった。この種の契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2項の規定により、長期継続契約を行うことを検討されたい。

【検討結果】

単年度契約であった次の3業務委託について、平成25年度より長期継続契約とする予定である。契約期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日

契 約 名	契約の範囲
し尿浄化槽維持管理業務委託契約	条例第2条第2号
庁舎清掃（年2回）業務委託契約	条例第2条第2号
消防用設備保守点検業務委託契約	条例第2条第3号